

高岡地区広域圏広域まちづくり会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 広域活動計画事業の実施に向けて、構成市の民間と行政が一体となった支援体制を確立するとともに、専門的な視点からのアドバイスを受けることにより、各種ソフト事業の円滑な推進を図るため、高岡地区広域圏広域まちづくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域活動計画事業の円滑な実施に関すること。
- (2) 各事業の実行委員会へ参画すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 会議は、民間のまちづくり推進経験者及び高岡地区広域圏の構成市の企画担当者のうちから高岡地区広域圏事務組合理事長が選任した15人以内の委員をもって構成する。

- 2 会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選による。
- 4 副会長は、会長が指名するものとする。

（任期）

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

（職務）

第5条 会長は、会議を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集する。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、高岡地区広域圏事務組合総務課において行う。

（細則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月30日から施行する。